

平成 28 年度
自己点検・評価書

○ 教育実践高度化専攻

自己点検・認証評価
合同委員会提案



茨城大学
Ibaraki University

平成 29 年 6 月

目 次

I 教職大学院の現況及び特徴	3
II 教職大学院の目的	4
III 基準ごとの自己評価	
基準領域 1 理念・目的	5
基準領域 2 学生の受け入れ	7
基準領域 3 教育の課程と方法	12
基準領域 4 学習成果・効果	26
基準領域 5 学生への支援体制	28
基準領域 6 教員組織	32
基準領域 7 施設・設備等の教育環境	37
基準領域 8 管理運営	39
基準領域 9 点検評価・FD	42
基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携	45

I 教職大学院の現況及び特徴

1 現況

教職大学院（研究科・専攻）名：茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻

所在地：茨城県水戸市文京 2-1-1

学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在） 学生数 35 人

教員数 14 人（うち、実務家教員 6 人）

2 特徴

茨城大学大学院教育学研究科は昭和 63(1988)年に発足し、平成 9 年度には教科教育専攻の全ての専修が設置され、教員養成にかかわる大学院が完成した。平成 20 年から 22 年まで大学院 GP として支援を受け、地域資源を教材化することを通じて、学生主体の問題解決型の学修に取り組んできた。同 GP 終了後も、教育学研究科では、地域資源の教材化の取組を必須科目として位置付け、既存の大学院での実践力養成が図られている。また、平成 24 年度には、インターンシップを授業化する施行が行われ、既存の修士課程における実践力強化に努めている。このような教育実践力をより強化するため、平成 24 年度後半より「教職大学院に関するワーキンググループ」を作り、その設置について検討をしてきた。平成 25 年度後半からは、茨城県教育委員会と教員研修検討作業部を設置し、検討を積み重ねてきた。さらに、「教職大学院設置準備委員会」を立ち上げ、茨城県教育委員会との話し合いを持ち、デマンドサイドのニーズを踏まえた教職大学院設置に向けて、条件等を含めた検討を行い、現場の様々な変化に対応した高度な専門職業人の養成を目指し、平成 28 年度に専門職学位課程「教育実践高度化専攻」を設けた。主に現職教員を対象とし、学校のマネジメント能力を備えたスクールリーダーの養成のための「学校運営コース」、主に学部新卒学生を対象とし、授業実践を省察し、授業改善を図るとともに、学校での授業研究をリードする力を養成するための「教育方法開発コース」と、生徒指導上の問題に対し、学校内外の協働で問題の解決を図れるリーダー的資質を養成する「児童生徒支援コース」の 3 コース（入学定員 15 名）を設置した。

教育学研究科教育実践高度化専攻は、ミドルリーダー教員と高度な実践力を有する新人教員の養成を目的とし、理論と実践の往還ができる教員の養成を目指している。そのために、下記の 5 つの特徴によって教員養成を行っている。

- (1) 校内研修を進めて行く力（コーディネート力）を持つ教員養成のための授業「校内研修の企画・立案と実践」を開講する。
- (2) “生徒指導の視点を生かした授業実践・授業実践の視点を生かした生徒指導”の力量形成のために教育方法開発コースと児童生徒支援コースの融合科目「子ども理解と学習支援」を開講する。
- (3) 全院生に「問題発見」「問題解決」「企画運営」型の実習を課し、現場からの出発と問題解決の力量形成を資質化する。
- (4) 教育委員会の協力・連携（実習協力校・施設数 67）によって、実習校の課題と学生の関心テーマをマッチングさせた実習を行うことで、現場からの出発と問題解決の力量形成を実質化する。
- (5) 「共通科目」、「コース別科目」の全ての授業を研究者教員と実務家教員による T T 方式かつワークショップ方式によって指導を行い、理論と実践の両面の考え方や知識を提供し、教育効果を高められる指導体制をとっている。

Ⅱ 教職大学院の目的

1 教職大学院が目指すもの

本教職大学院では、教育研究上の目的を次のように定めている。

「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。」（茨城大学大学院学則第5条第4項）

「教育実践高度化専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・学校教育の抱える具体的な課題に対して、全体的な視野をもって実践的に取り組むことができる。

- ・同僚性を育み、学校内の即戦力として多様な教育活動において活躍でき、ミドルリーダーあるいはスクールリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードできる。」（茨城大学大学院教育学研究科規程 別表1）

2 教職大学院で養成しようとする教員像

（1）学校運営コース

学校の教育活動や研究活動の中心となって活躍し、校内研修を組織し、まとめていく力、さらには地域の教育資源を活用する力、ミドルリーダーとして若手の教員を育てていく力、将来的には学校経営を担っていく力など学校のマネジメント能力を備えたスクールリーダーの教員育成を目的としている。

（2）教育方法開発コース

授業を行うだけではなく、子どもを観察し、細やかな子ども理解に即して授業を展開できる子ども理解力、教材解釈力を備えた教員を、特に現職教員に関しては、校内研修をリードし、地域の教育に寄与する力等、授業実践を省察し、授業改善を図るとともに、学校での授業研究をリードする力をもった教員育成を目的としている。

（3）児童生徒支援コース

教育相談ができることはもちろんのこと、子どもを観察し、細やかな子ども理解に即して学級経営や生徒指導、さらには道徳教育を展開できる教員を、特に現職教員に関しては、校内における事例検討会等をリードし、さらに地域の教育に寄与できる力等、生徒指導上の問題に対し、学校内外の協働で問題解決を図れるリーダー的資質をもった教員育成を目的としている。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準領域 1 理念・目的

1 基準ごとの分析

基準 1－1 レベル I

○ 当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

[基準に係る状況]

茨城大学における教職大学院の理念・目的は、学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に基づき、「茨城大学大学院学則」第 1 条に「茨城大学大学院は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（平成 22 年法律第 26 号）の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。」とし、また同学則第 5 条第 4 項に「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。」と定めている。さらに、「茨城大学大学院教育学研究科規程」第 2 条に教育上の目的として「ア 人間性についての見識をもち、教育の諸領域に関する高い専門性と実践的研究能力を身に付けた学校教育の中核的な担い手となる教員を養成すること。イ 教育における多様な心の問題への援助に関わる実践と研究を専門的に行える人材を育成すること。」そして、研究上の目的として「ア 教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること。イ 現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること。」と明確に規定している。（別添資料 1－1－①，別添資料 1－1－②）。

《必要な資料・データ等》

別添資料 1－1－① 茨城大学大学院学則

別添資料 1－1－② 茨城大学大学院教育学研究科規程

（基準の達成状況についての自己評価：A）

学校教育法第 99 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に基づき、明確に定めている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 1－2 レベル I

○ 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

〔基準に係る状況〕

人材養成の目的及び修得すべき知識・能力等は、大学公式ウェブサイト、「茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）」に明確に示している（別添資料 1－2－①，1－2－②）。

本学では、平成 27 年度に教育学部、大学院のアドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的、総合的に大幅な見直しと修正を行ったところである。この中では、特に、教職大学院と修士課程における修得すべき知識・能力や学修内容の違いを明確に示すため、教職大学院において修得すべき知識・能力を「教職修士力」としてディプロマ・ポリシーに掲げ、カリキュラム・ポリシーとあわせて「茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）」に明記した（別添資料 1－2－②（再掲））。

《必要な資料・データ等》

別添資料 1－2－① 大学公式ウェブサイト 教職大学院のページ

別添資料 1－2－② ディプロマ・ポリシー（「平成 28 年度 茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）冒頭ページ）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本専攻の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力は、修士課程のものと区別をし、改革を踏まえて必要な見直し、修正も行ったうえで、大学公式ウェブサイト、学生便覧などに記載している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし

基準領域 2 学生の受け入れ

1 基準ごとの分析

基準 2-1 レベル I

- 人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

[基準に係る状況]

人材養成の目的に応じて、本教職大学院においては、次のようにアドミッション・ポリシーを定めている（資料 2-1-ア）。

資料 2-1-ア 教育実践高度化専攻アドミッション・ポリシー

教職大学院設置の目標は、変化の激しいグローバル化した社会において、学部新卒学生、現職教員ともに、子どもたちに確かな学力を保证する高度な授業力、豊かな人間性を育成できる生徒指導・学級経営力の養成である。特に学部新卒学生には、同僚性を育み、学校内の即戦力として多様な教育活動において活躍できる人材の育成を、現職教員には、ミドルリーダーあるいはスクールリーダーとして、学校や地域の教育活動をリードできる人材の養成を目指します。

こうした目標を理解し、積極的に取り組むことができる資質や能力があるかを、入学者選抜試験において判断する。

① 学校運営コース

学校の教育活動や研究活動の中心となって活動し、校内研修会を組織し、まとめていく力、さらには地域の教育資源を活用する力、ミドルリーダーとして若手の教育を育てていく力、将来的には学校経営を担っていく力をもった教員養成を目的とする。

そのために原則として 10 年以上の現職経験を有している者の中で、将来学校運営において指導的役割を担う意欲のある者。

② 教育方法開発コース

授業を行うだけではなく、子どもを観察し、細やかな子ども理解に即して授業を展開できる子ども理解力、教材解釈力を備えた教員養成を目的とする。とくに現職教員に関しては、校内研修をリードし、さらには地域の教育に寄与することも目的とする。

そのために、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を有している者もしくは取得見込みの者で、教職に対して明確な志望動機を持つ者。

③ 児童生徒支援コース

教育相談ができることはもちろんのこと、子どもを観察し、細やかな子ども理解に即して学級経営や生徒指導、さらには道徳教育を展開できる教員養成を目的とする。とくに現職教員に関しては、校内における事例検討会等をリードし、さらに地域の教育に寄与することも目的とする。

そのために、小学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を有している者もしくは取得見込みの者で、教職に対して明確な志望動機を持つ者。

アドミッション・ポリシーについては、前述のとおり、「茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院：専門職学位課程）学生募集要項」（別添資料２－１－①）にも明記し、広く公表することで入学希望者に明示している。また、アドミッション・ポリシーと人材養成の目的との関係がわかりやすいように、人材養成の目的と期待する人物像を具体的に示したうえで、入学者選抜で評価する点を示すなど、構成や表現方法を工夫している。

《必要な資料・データ等》

別添資料２－１－① アドミッション・ポリシー（「平成 29 年度 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院：専門職学位課程）学生募集要項」P 1）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院では、新たに教育学研究科に設置するために改革を踏まえて必要な見直しと修正を行ったうえで、基礎的資質の上に実践的指導力を備えた即戦力となる教員を養成すること及び地域・学校において中核的・指導的役割を担うリーダー教員を養成するという目的に応じて求められる資質を、アドミッション・ポリシーとして明確に定め、「茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院：専門職学位課程）学生募集要項」などで広く公表している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準２－２ レベルⅠ

○ 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受け入れが実施されていること。

〔基準に係る状況〕

（１）入学者受入方針に基づいた入学者選抜方法及び審査基準

入学者の選抜方法については、学生募集要項の中に定めている（資料２－１－ア（再掲））。これに基づいて、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受け入れを実施している。

また、試験科目及び配点については（資料２－２－ア）のとおりであり、学生募集要項に記載して周知している。教育委員会からの現職派遣教員については、論述試験を免除し満点としている。

試験科目 受験者区分	論述試験	口述試験	合 計
	10:30 ～ 12:10	13:00～	
現 職 教 員	100点	200点	300点
学 部 新 卒 者 等	100点	200点	300点

資料２－２－ア試験科目及び配点

(2) 入学者選抜の組織体制に関する公正な実施

本学における入学試験の実施体制としては、「茨城大学入学者選考に関する規程」(別添資料 2-2-①)に基づき、入学者選抜の組織体制に関する公正な実施の実施体制を整備し、入学戦略会議を配置している。入学戦略会議においては、学長を委員長とし入学者選考に関する必要な事項を定め、さらに「茨城大学大学院入学者選考に関する規程」(別添資料 2-2-②)では、入学者選考に関する重要事項を審議するため、茨城大学大学院選考委員会を設置し、入学者選考の基本方針に関すること、アドミッション・ポリシーに関すること、入学者選抜に係る重要事項に関することについて審議している。実施体制においては、a) 入学試験に関する実施計画を企画・立案する入学試験実施委員会、b) 入学資格審査会議、c) 入学試験実施担当者会議(問題作成担当者会議、点検担当者会議、調査書審査担当者会議、採点担当者会議、成績証明書・研究業績審査担当者会議)、d) 合格候補者選考準備会議を設置している。合格者の決定については、研究科委員会において d) の作成した合格候補者案を審議した結果を踏まえ、学長が行っている。

本教職大学院としての取組では、入学者選抜にあたって、「茨城大学大学院入学者選考に関する規程」(別添資料 2-2-②(再掲))、「茨城大学教育学部入学試験実施委員会内規」(別添資料 2-2-③)に従い、研究科に入試委員会を立ち上げ、「平成 29 年度大学院教育学研究科入学試験等実施スケジュール」(別添資料 2-2-④)に基づき、専攻内で役割分担、日程、準備の確認などについて綿密な検討を行っている。小論文では、問題作成を複数の担当者が行い、さらに、点検者全員でアドミッション・ポリシーに沿った出題になっているかどうかを吟味するというステップを設けている。また、口述試験については、1 チーム 3 名の担当教員が、評価の観点と定められている採点基準を確認しながら採点しており、公平性、平等性を確保するように努めている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-2-① 茨城大学入学者選考に関する規程

別添資料 2-2-② 茨城大学大学院入学者選考に関する規程

別添資料 2-2-③ 茨城大学教育学部入学試験実施委員会内規

別添資料 2-2-④ 平成 29 年度大学院教育学研究科入学試験等実施スケジュール

(基準の達成状況についての自己評価：A)

アドミッション・ポリシーに合致する学生を受け入れるために、教育方法開発・児童生徒支援コースでは小論文試験と口述面接を実施し、現職教員対象の教育方法開発・児童生徒支援・学校運営コースでは口述試験を実施するなど、選抜方法を工夫している。また、入学者選抜は、専門委員会が所轄し、試験問題の作成から合否判定、合格発表に至るまで厳正な手続きを経て行っており、入学試験の実施にあたっては、研究科長を実施本部長、専門委員長を実施責任者とする実施本部を編成して、公正で確かな選抜の実施に万全を期している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 2-3 レベル I

○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

[基準に係る状況]

入学定員と実際の入学者数との関係は、資料 2-3-アのとおりである。

専攻全体 各コース	各年度計	志願者数	合格者数	入学定員 (A)	入学者数 (B)	入学定員充足率 (B) / (A)
教育実践高度 化専攻全体	平成 28 年度	26	19	15	19	126.7%
	平成 29 年度	18	16	15	16	106.7%
	計	44	35	30	35	116.7%
学校運営 コース	平成 28 年度	7	7	7	7	100%
	平成 29 年度	7	7	7	7	100%
	計	14	14	14	14	100%
教育方法開発 コース	平成 28 年度	11	7	4	7	175%
	平成 29 年度	7	5	4	5	125%
	計	18	12	8	12	150%
児童生徒支援 コース	平成 28 年度	8	5	4	5	125%
	平成 29 年度	4	4	4	4	100%
	計	12	9	8	9	112.5%

資料 2-3-ア 平成 28 年度から 29 年度の入学定員充足率

年度別の教職実践高度化専攻全体の入学定員充足率は 126.7%、106.7%、2 年間の累計では 116.7%であり、専攻全体としては、入学定員を若干上回っているものの概ね適正である。

本大学の学部だけでなく、教職課程を開講している近隣の私立大学への活発な広報活動を行い、大学教員によるコースの概要や入試等の説明、教職大学院の学生（該当大学の卒業生）の協力を得て学生生活等の質疑応答も行い、あわせて入学説明会等も積極的に開催した。

《必要な資料・データ等》

別添資料 2-3-① 現職教員派遣状況

(基準の達成状況についての自己評価：B)

本教職大学院の平成 28 年度から 29 年度の累計での入学定員充足率は 116.7%であり、実入学者数は入学定員と比較して、上回っているが概ね適正である。ただし、平成 29 年度は、児童生徒支援コースのみが第 1 次募集で募集人数が定員に満たなかったため、第 2 次募集を実施し、定員を確保したことが今後の課題となっている。

以上のことから、基準を概ね達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

茨城県内の各大学（茨城キリスト教大学，常磐大学）での積極的な入学・入試説明会等を通じて活発な広報活動を行い，定員充足の適正化に向けて活動を重ねている。平成 29 年度の児童生徒支援コースのみは第 2 次募集まで行ったが，それ以外では入学試験の志願者数は定員を超えている。

入学試験においては，アドミッション・ポリシーにおいて示した「子どもたちに確かな学力を保証する高度な授業力，豊かな人間性を育成できる生徒指導・学級経営力」「特に学部新卒学生には，同僚性を育み，学校内の即戦力として多様な教育活動において活躍できる人材育成を，現職教員には，ミドルリーダーあるいはスクールリーダーとして，学校や地域の教育活動をリードできる力」に沿って，その点が明らかになるよう口述試験を実施した。

また，入学出願書類では志望動機及び学修計画概要の他に，現職派遣教員には教育実践報告書を，また学部新卒者には卒業研究概要を課すとともに，全志願者に対して学習指導案等の提出も求めている。これも，アドミッション・ポリシーに掲げた力量を的確に評価し，期待される力量をもつ教員を養成することができるよう工夫したものである。

基準領域 3 教育の課程と方法

1 基準ごとの分析基準

基準 3-1 レベル I

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

[基準に係る状況]

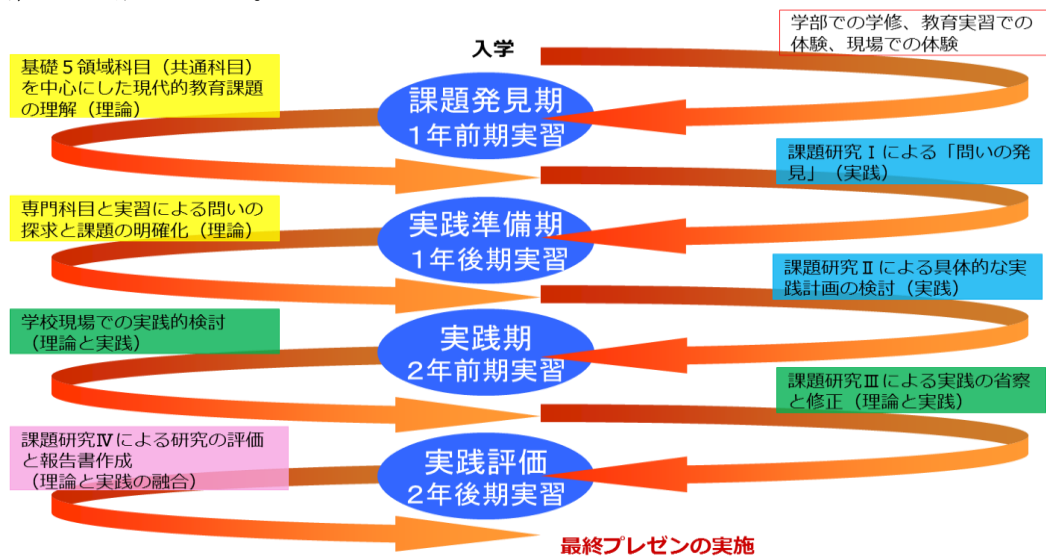
3-1-1：教育課程

- (1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。

本学の教職大学院の目的は、①現職教員を対象に多くの課題を抱える学校において、その解決に向けた明確なビジョンを持ちリーダーシップを発揮できるミドルリーダーの養成、②学部新卒者を対象により新しい指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有用な一員となる新任教員の養成を掲げている。それを達成するためにカリキュラム・ポリシーが明確に定められている（別添 3-1-①）。加えて、学校改善・豊かな学校づくり、授業改善・授業開発、教育臨床・特別支援といった現代の教育課題に対応できる教員養成を図るために学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースを編成している。

- (2) 理論と実践を往還する探究的な省察力の育成を図ることのできる体系的な教育課程編成となっているか。

理論と実践を往還する探究的な省察力の育成を図るために、本教職大学院では、研究者教員と実務家教員各 1 名からなる指導教員体制により、大学での学びと教育現場での学びを融合させながら力量の形成を図っている。実習をコアカリキュラムとし、1 年前期から 2 年後期までの四期をそれぞれ課題発見期、実践準備期、実践期、実践評価期に分けて、課題研究の授業を中心にして体系的に学べる教育課程となっている。理論と実践の往還のために、授業は問題解決型学習の手法を用いて学校現場での課題解決を目指している。



（出典：教職大学院実習の手引き）

図 3-1 理論と実践を往還する体系的な教育課程編成

- (3) 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号)第8条に規定する共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。

共通に開設すべき5領域の具体的な科目としては表3-1のように必修科目として開講している。加えて、本教職大学院では学校の課題を捉えて解決する手段として校内研修を企画し活用できる教員の育成を目指している。そこで、独自に「校内組織作りに関する領域」を定めて開講している。

表3-1 共通5領域と独自領域の授業科目名

共通科目 (20 単位)	授業科目名
教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の計画と実践
教科等の実践的な指導方法に関する領域	子ども理解にもとづく学習指導 授業研究の方法と実践
生徒指導及び教育相談に関する領域	教育相談の課題と支援 特別支援教育の理論と実践
学級経営及び学校経営に関する領域	学校マネジメント実践演習 学級経営実践演習
学校教育と教員の在り方に関する領域	教師のライフステージと資質向上 学校と保護者・地域の関係づくり
校内組織作りに関する領域	校内研修の企画・立案と実践

(出典：大学院学生便覧(専門職学位課程))

- (4) 各教職大学院で独自に開設するコース(分野)別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度な実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。

共通科目を土台として、高度な実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材を養成するために、学校運営コース、教育方法開発コース、児童生徒支援コースそれぞれが、必要と考えられる科目区分を定め、それに合った科目を表3-2のように編成している。

表3-2 コース別選択科目の編成

学校運営コース専門科目	教育方法開発コース専門授目	児童生徒支援コース専門科目
教育政策の実施と評価	教材研究と授業設計Ⅰ	学校不適応問題への理解と対応
教育行財政と法規	教材研究と授業設計Ⅱ	教育カウンセリング実践と事例研究
スクール・リーダーシップとその実践	人間形成の現代的課題と学習指導	子どもの発達と学習の過程
学校を基盤としたカリキュラム開発と実践	学習指導・授業づくりの課題と実践	子ども理解と学習支援(融合科目)

学校危機管理論と 実践演習	授業研究による授業改善	学級経営と個別指導の実践
地域教育経営と 「開かれた学校づ くり」演習	教育評価の方法	教育臨床問題と道徳
学校における評価 マネジメント実践 演習	子ども理解と学習支援（融合科目）	学級集団づくりとソーシャルスキル教 育の実践法
学校運営課題研究 I～IV	教育方法開発課題研究 I～IV	児童生徒支援課題研究 I～IV

（出典：大学院学生便覧（専門職学位課程））

学校運営コースは、マネジメントにおける「ビジョン形成力」、「課題構築力」、「問題解決力」を身につけるとともに、身につけたそれぞれの力量が相互に支え合って、相乗効果を生んで総合的なマネジメント実践力となることをねらいとして、「教育政策、学校改革、法規と実務」、「マネジメント理論、リーダーシップ論」、「カリキュラム開発論、経営実践論」、「地域協働論、地域教育経営論」、「学校における評価」、「課題研究」の6科目区分を定め専門科目を開講している。

教育方法開発コースは、授業実践にかかわる実践的指導力の高度化を図ることをねらいとして、「洞察する力」「省察する力」「構想・実践する力」の総合的育成をねらいとして、「教材研究・授業設計」「授業論」、「学習指導の方法」、「授業研究・授業改善」、「教育評価」、「課題研究」の6科目区分を定め専門科目を開講している。

児童生徒支援コースは、日々の教育活動の中に子どもの問題が表出すると捉え、それを「察知する力」、「見立てる力」、「介入する力」という対応能力を養成することをねらいとして、「生徒指導・教育相談・特別支援教育」、「教育カウンセリング」、「発達と学習」、「学級経営、道徳教育」、「教育アセスメント開発」、「課題研究」の6科目区分を定め専門科目を開講している。

《必要な資料・データ等》

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院の教育課程は、養成する教員像を明確に示し、養成段階に即した理論的教育と実践的教育の融合を図る体系的なカリキュラムを編成している。その土台の上に、学校運営、教育方法、児童生徒支援の各コースで実践的な問題解決能力・開発能力の形成がなされるようになっている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-2 レベル I

○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

[基準に係る状況]

- (1) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。

授業内容については、各授業において教育現場を想定し実践的な課題の解決を目指す問題解決型学修（PBL）を取り入れている（別添資料 3-2-①）。例えば、「学校と保護者・地域の関係づくり」の講義では、講義で学んだ内容を踏まえて実際に学校運営協議会を開催している学校視察を行っている。「校内研修の企画・立案と実践」の講義では、近隣の小学校に出かけ実際に校内研修に参加し、それらを基盤に、その後のワークショップやディスカッションで校内研修の企画・立案を実施している。そして、最終的には校内研修に参観した小学校に出向き、校内研修の提案を行っている。

- (2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の、適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

授業は全て実務家教員と研究者教員の T・T 方式による形態を重視し、各コースの授業においては問題解決型学習（PBL）を中心に事例研究、ロールプレイ、問題解決討議法、アクティブラーニングなどの方法によってなされている（別添資料 3-2-①）。教育方法開発コースと児童生徒支援コースでは、同じ課題を教育学的、心理学的に捉えることによって双方向の視座から教育現象を理解するための融合科目が設定されており、この場合は教育学・心理学の教員での T・T となっている。

- (3) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

開設初年度となる平成 28 年度の入学者は、3 コース合わせて 19 名であり、3 コースが合同で同時に受ける授業科目であっても、19 名という少人数での講義、演習、実習を実施し、教育効果をあげてきた。各コースの授業の受講学生は、およそ 5 名～7 名であるため、少人数でのきめの細かい授業を展開することによって教育効果を十分に上げられる適切な人数となっている。

- (4) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか（例えば、現職教員学生と学部新卒学生がお互いの特性を生かし協働しながら学び合いを進

める取組や現職教員学生と学部新卒学生の特性を配慮し区別した取組などが考えられる。) 。

共通科目においては、現職派遣学生と学部新卒学生、あるいは各コースの学生の混成のグループを編成して実施することによって、実務経験等に配慮した授業形態となっている。グループ毎に、同じ課題であったり、あるいは複数の課題であったりを割り当て、事例研究やワークショップなど集団における協働の中で課題を探究し、その成果を発表・討議するという方法により授業を展開している。

(5) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

授業計画、授業の内容や方法、試験や成績評価等をシラバスや「茨城大学大学院学生便覧(専門職学位課程)」に記載し、学生に配布している(別添資料3-2-①)。また教職大学院の便覧において、2年間の履修方法や授業の展開がわかりやすく示されており、学生に周知されている(別添資料3-2-②)。

《必要な資料・データ等》

別添資料3-2-① 平成28年度茨城大学教職大学院全科目シラバス

<https://i-student.ibaraki.ac.jp/syllabus2/syllabusSearchDirect.do?nologin=on>

別添資料3-2-② 平成28年度茨城大学大学院学生便覧(専門職大学院) p.29

(基準の達成状況についての自己評価:A)

授業内容は、共通科目及びコース別科目の授業内容においても教育現場を想定し実践的な課題を取り込んでいる。また、共通科目の授業では、学校運営コースと教育方法開発コース及び児童生徒支援コースの学生の混成のグループを形成し、協働で課題を探究し、その成果を発表・討議するという授業を展開することで、学部新卒学生と現職教員学生の相互の教育効果を高めている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-3 レベル I

○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

[基準に係る状況]

- (1) 例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。

本教職大学院の実習は、1年前期を課題発見期と捉え、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校という多様な学校種において実習を行うこととしている(表3-3-1)。附属学校で教科指導や学級経営を体験し、学校経営や生徒指導、進路指導等の活動について附属学校園の教員と協議し、児童生徒の発達段階や障害の有無等も理解しながら、自らの課題を学校の中で発見することを目指している。各附属学校園での実習を終えたら実習を省察する機会を設けており、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられている(別添資料3-3-①)。その取り組みの省察は、課題発見実習報告会として報告することになっている(平成28別添資料3-3-② p.104)

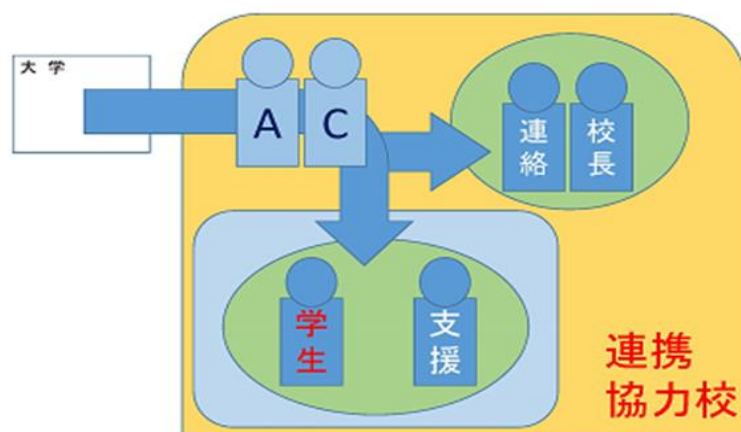
表 3-3-1 実習科目と時間、時期、実施場所

コース名	実習科目(単位数, 時間数, 実施時期, 実施場所)
学校運営 コース	①課題発見実習(2単位, 80時間, 1年次前期, 附属学校園) ②学校運営開発実習Ⅰ(3単位, 120時間, 1年次後期, 現任教) ③学校運営開発実習Ⅱ(5単位, 200時間, 2年次前期・後期, 現任教)
教育方法開発 コース	①課題発見実習(2単位, 80時間, 1年次前期, 附属学校園) ②教育方法開発実習Ⅰ(3単位, 120時間, 1年次後期, 連携協力校) ③教育方法開発実習Ⅱ: 現職派遣(5単位, 200時間, 2年次前期・後期, 現任教) : 新卒生等(5単位, 200時間, 2年次前期・後期, 連携協力校)
児童生徒支援 コース	①課題発見実習(2単位, 80時間, 1年次前期, 附属学校園) ②児童生徒支援実習(3単位, 120時間, 1年次後期, 適応指導教室) ③学校適応アセスメント実習: 現職派遣(3単位, 120時間, 2年次前期, 現任教) : 新卒生等(3単位, 120時間, 2年次前期・連携協力校) ④学校適応支援実習: 現職派遣(2単位, 80時間, 2年次後期, 現任教) : 新卒生等(2単位, 80時間, 2年次後期, 連携協力校)

この実習を土台として1年後期からは、それぞれのコースの特徴に応じて、学校運営コースは学校運営を中心として、教育方法開発は教科指導を中心として、児童生徒支援コースは児童生徒支援を中心としながら、教育活動全体について総合的に体験する機会が設けられている。

- 1年後期の実習から、それぞれ学校運営コースは現任校で、教育方法開発コースは連携協力校で、児童生徒支援コースは連携協力機関にて、各コースの領域に応じた教育課題を追求し、より専門性の高い実践の準備を具体的にすすめることになる（別添資料3-3-①）。1年間の実習及び学修の成果は、年度末において年報の形ですべての院生が報告することとなっており（別添資料3-3-③）、それに基づいて教育フォーラムを開催することで、自ら学校における課題に主体的に取り組む資質を養うための取り組みが整っている（別添資料3-3-④）。

- 水戸市、大洗町、東海村、笠間市、ひたちなか市、茨城町の教育委員会及び校長会の協力を得ながら、公立小学校 40 校、公立中学校 19 校、義務教育学校 1 校、適応指導教室 6 教室、発達支援センター 1 施設が連携協力校、連携協力機関となっており、十分な数の確保がなされている（別添資料 3－3－⑤）。連携協力校の選定は、教育委員会に院生の研究テーマを提示し、院生のテーマと学校の研究テーマ、指導者の存在、学校規模などを勘案し、できるだけ適合するようにマッチングを行ってから決定している。



(実習施設：実習監督者（校長等），実習連絡教員（教頭・教務主任等），実習支援教員）

指導の体制については、大学側にはアドバイザー教員（指導する教員）とコーディネーター教員（連携協力校との連絡調整・実習運営を行う教員）を配置し、連携協力校には実習監督者（校長）、実習連絡教員（大学との連絡の窓口教員）、実習支援教員（院生を指導する教員）を配置し、スムーズな実習運営と指導を行える体制にしている（図 3-3-1）。

評価については学部新卒学生、現職派遣教員それぞれの評価基準を各コースで設けており、その評価基準に基づいて、大学側と連携協力校とで協議しながら行っている（別添資料 3-3-⑥）。

- （4）連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、教職大学院で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。

連携協力校における実習については、教職大学院実習連絡協議会（別添資料 3-3-⑦及び 3-3-⑧）において実習の目的及び実施方法、学部実習との差異等の説明と周知を行っている。この協議会は年 2 回実施しており、連携協力校の校長と実習に関する意見交換を行っている。また、実習開始においては、必ず大学教員が学校を訪問し、当該校の校長をはじめ教職員と事前打ち合わせを行い、学生のテーマやそのねらい、実習の期間や方法など、大学と連携協力校の共通理解を図りながら取り組みを進めている。さらに、県教育委員会、連携協力校の市町村教育委員会、茨城大学の三者での茨城大学教職大学院の在り方等について共通理解を図る場として、教職大学院連携協力会議を年 1 回実施している。（別添資料 3-3-⑨）

- （5）連携協力校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。

本教職大学院では、連携協力校としての実習校への日常的な配慮として、本教職大学院の教員が訪問する際には、連携協力校の推進する研究や個々の生徒に関する質問等について助言するなどして協力を行っている。そのことについては、年に 2 回開催される実習連絡協議会にて連携協力校及び連携協力機関に周知し、事前打ち合わせにおいても伝えるようにしている。授業のビデオ撮影、児童生徒のノートや作品等を撮影する場合、心理検査等を実施する場合など、個人情報等の取扱い等がある際には、茨城大学教育学部研究倫理委員会の審査を経て、審査に合格してから実施することになっている。連携協力校にはその旨を伝えるとともに、データの管理や破棄の方法、利用方法や研究の公表の仕方を説明し、校長からの同意を書面で得てから実施することによって連携協力校や児童生徒、保護者への配慮を行っている。

- （6）現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

現職教員学生が現任校で実習を行う場合は、予め、大学院教員が当該校を訪問し、校長に実習のねらいや実習方法、学生の研究課題等を説明し、日常業務に埋没しないように理解を得るようにしている。現職教員学生と大学院教員は打ち合わせを行い、

日常業務の中で実習とカウントできる活動を共通理解し、大学院教員はできる限りその時間に現任校に出向いて指導するようにしている。

- (7) 実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせる等、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料に基づいた説明がなされているか。

本教職大学院では実習の免除措置は行っていない。

- (8) 免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。

本教職大学院では、学部新卒学生と現職教員学生、社会人経験学生が在籍するが、1年前期に附属学校園で実施する実習においては、学部新卒学生や社会人経験学生の授業作りの際に、現職教員学生から積極的に助言を受けることができるようカップリング実習の要素を盛り込んでいる。

各コースの実習においては、現職派遣学生と学部新卒学生それぞれのねらいと評価の基準を設け、それに合わせた実習活動や評価を行うようにしている（別添資料3-3-⑥（再掲））。

- (9) 学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行う場合、実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか。

1年の後期に児童生徒支援コースが適応指導教室での実習を行っている。年度当初から連携をとり、どの適応指導教室で実習ができそうかについては7月～8月の適応指導教室の状況等によって正式に決定していく設計となっている。9月に事前指導を行い、9月下旬～2月まで毎週水曜日に実習を行う。実習期間中、大学教員が5～6回ほど適応指導教室に赴き、そこで情報交換を行ったり指導したりして、その成果は院生が教室内で事例検討会を実施することによって還元している。この事例検討会には、適応指導教室相談員、大学院生、大学教員のみならず、当該生徒の所属する学校の教員、所属する学校以外の生徒指導主事などにも参加してもらい、実習を地域の学校に戻していく設計になっている。評価は、毎週行われる実習内容と事例検討会によって、評価基準（別添資料3-3-⑩）に沿って評価することになっている。

《必要な資料・データ等》

- 別添資料3-3-① 平成28年度茨城大学大学院学生便覧（専門職大学院）p.9
別添資料3-3-② 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報第1号 p.104
別添資料3-3-③ 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報第1号 pp.17-100
別添資料3-3-④ 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報第1号 p.105

- 別添資料 3-3-⑤ 平成 28 年度茨城大学教職大学院実習の手引き p. 70
- 別添資料 3-3-⑥ 平成 28 年度茨城大学教職大学院実習の手引き pp. 11～51
- 別添資料 3-3-⑦ 平成 28 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）第 1 回実習連絡協議会次第
- 別添資料 3-3-⑧ 平成 28 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）第 2 回実習連絡協議会次第
- 別添資料 3-3-⑨ 平成 28 年度茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化（教職大学院）第 1 回連携協力会議次第
- 別添資料 3-3-⑩ 平成 28 年度茨城大学教職大学院実習の手引き pp. 38～42

（基準の達成状況についての自己評価：A）

各コースの実習科目を通して、授業、学級経営、生徒指導、特別支援教育、学校マネジメント等の学校の校務全体に関わることができるようにするとともに、共通科目及びコース別科目の授業内容と実習科目との有機的な関連づけが行えるように実施時期を配慮している。また、教職大学院実習連絡協議会において、連携協力校における実習についての説明と周知を行い、連携協力校からの理解を得て実習を行っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 3-4 レベル I

○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

[基準に係る状況]

(1) 履修科目の登録の上限設定等の取組や学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。

1 年前期に共通科目を多く専門科目を少なめに設置し、後期はその逆にすることによって、学生の履修に配慮した適切な時間割を設定している。大学院での科目履修を、月・火・木・金曜日に、学校現場での実習を水曜日に充てることを基本として時間割を編成するなど、過度な負担がないバランスのとれた履修ができるよう配慮している（別添資料 3-4-①）。

(2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採用する場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。

該当無し

(3) 遠隔教育を行う場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当無し

(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。

オフィスアワーについては、「平成 28 年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）」において、メールアドレスとともに記載しており、個別の学生指導の時間を確保している。（別添資料 3-4-②）。

(5) 履修モデルに対応し、組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また一人一人の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

2 年間の履修モデルを便覧で示し（別添資料 3-4-③）」そのモデルに対応した組織的な教育（履修指導）については、3 コース全ての院生・教員を対象とした全体オリエンテーション、各コースのそれぞれの院生と教員を対象としたコース別オリエンテーション、実習に関する全体オリエンテーションによって周知している。これらは入学後 1 ヶ月の間に組まれており、見通しを持った学修がすすめられるようになっている。学生一人一人の学習プロセスを把握するために、学生の関心領域や実習校の所在地などを

踏まえて主担当教員，実習指導大学教員，実習調整大学教員を5月までに決めて担当体制を確立し，各コースに必修科目として課題研究の時間が1年前期～2年後期まで組み立てられており，組織的教育プロセスが明確になっている。

- (6) TA（ティーチング・アシスタント）等を活用した授業が行われている場合には，適切な運用がなされているか

該当無し

《必要な資料・データ等》

別添資料3-4-① 平成28年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）p31～32

別添資料3-4-② 平成28年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）p33

別添資料3-4-③：平成28年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）p29

（基準の達成状況についての自己評価：A）

履修科目の周知徹底，集中的な実習の実施に配慮した時間割編成，オフィスアワーの明示による個別の学生指導の時間確保，担当教員をはじめ全教員による組織的な履修指導（専攻会議等における院生状況確認票を用いた情報共有）及び学修状況の共有・把握，それを踏まえた指導体制の充実と指導の改善など，学習を進める上で適切な指導が行われている。

以上のことから，基準を十分に達成していると判断する。

基準3-5 レベルI

○ 成績評価や単位認定，修了認定が大学院の水準として適切であり，有効なものとなっていること。

[基準に係る状況]

- (1) 各教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。

本教職大学院ではWEBシラバス（別添資料3-2-①（再掲））に成績評価基準を明示し，学生に周知するとともに，各授業科目のオリエンテーションで評価の観点，方法，出席等について学生に説明している。成績評価の要件については，「茨城大学大学院教育学研究科規程」（別添資料1-1-②（再掲））（第11条）に定めており，「茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）」（別添資料3-2-②（再掲））により学生へ周知している。

先に記述したとおり，各コースの実習においては，現職派遣教員と学部新卒学生それぞれのねらいと評価の基準を設け，実習の手引きとして掲載し配布している。（別添資料3-3-⑥（再掲））。

評価・単位認定については、各教科のシラバス及び到達目標と評価の判断基準に示すとおりである（各教科のシラバス）。また、教職大学院での実践的研究と学修の成果を報告として総括し、それを他者が明確に理解できるように提示する力量を身に付けるために、教育実践フォーラムにおいての「まとめのプレゼンテーション」及び「学修論文」としての「年報」作成を設定している。この「プレゼンテーション」及び「年報」についても、コース別で定めた「評価基準」に基づき評価している。

- (2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

成績評価基準に関しては、「茨城大学大学院教育学研究科規程第11条」（表3-5-1）に示され、評価はこれに基づき行っている。T・T方式の授業では、担当教員の評価を数値化して合議の上決定している。

表 3-5-1 茨城大学大学院教育学研究科規程（成績の評価）

（成績の評価）

第11条 授業科目の試験又は研究報告書等の成績評価は、100点をもって満点としA⁺（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びD（60点未満）の評語で表し、A⁺、A、B及びCを合格とする。

成績評価に関する問い合わせや異議申し立てその判断についての手続は、便覧で示しており学生に周知することによって、（別添資料3-3-①：茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）（再掲）P3～4）成績評価の妥当性を担保する措置が講じられている。

修了要件と学位については、「茨城大学大学院教育学研究科規程第14条の2」（表3-5-2）に定めている。

表 3-5-2 茨城大学大学院教育学研究科規程（課程修了の要件）

（課程修了の要件）

第14条

2 専門職学位課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、研究科所定の科目について46単位以上修得することとする。

修了判定の手続については、表3-5-2に定めているとおり、所定の単位数を修得した者について専攻会議が学位審査を行った後、専攻長は専攻会議の審査結果を研究科専門

委員会に報告し、さらに研究科委員会は学位授与の可否を審議し、学長に意見を述べることとしている（別添資料3-5-① 茨城大学学位規則）。

《必要な資料・データ等》

- ① 別添資料3-2-① 平成28年度茨城大学教職大学院全科目シラバス（再掲）
- ② 別添資料3-3-① 平成28年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）（再掲）P3～4
- ③ 別添資料1-1-② 茨城大学大学院教育学研究科規程（再掲）
- ④ 別添資料3-5-① 茨城大学学位規則

（基準の達成状況についての自己評価：A）

「茨城大学大学院教育学研究科規程」や「茨城大学学位規則」に基づき単位認定や修了認定を行っている。また、これらの基準について茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）を用いて学生へ周知している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

教育の課程と方法に関して、長所として特記すべき事項として、次の点が挙げられる。

「教職大学院連携協力会議」などの地域の教育委員会、学校関係者の意見を踏まえて、カリキュラムの編成を行った。

基準領域 4 学習成果・効果

1 基準ごとの分析基準

基準 4-1 レベル I

- 各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

[基準に係る状況]

(1) 学習の成果や効果

- ① すべての授業科目について、授業アンケートを実施している。実習科目については、学生の作成する授業記録シート及び実習全体の省察シートをコース担当指導教員が確認するとともに、課題や成果を協議し、共有している。また、実習運営委員会において、課題を議論している。これらについては、専攻会議や教職大学院連携協力会議等を通じて課題を共有している。
- ② 単位の習得：平成 28 年度における単位取得率は、100%である。
- ③ 教員採用試験合格の状況：学部新卒学生（M1）のうち、教職大学院入学時に正規採用のなかった者は、1 年次においてすべての者が公立学校教員採用試験に合格した。
- ④ 修了の状況：教職大学院開設初年度のため、まだ修了者は出ていない。

(2) 発表会等での成果及び課題の把握

① 課題発見実習発表会

課題発見実習の成果と課題についての発表会を 8 月に実施している。この発表会には、各附属学校園の管理職及び教員を招待するとともに、教育学部の教員及び学部学生にも参加を呼びかけ、開催している。この実習でのそれぞれの課題と取り組んだ内容やその成果及び課題について発表し、参加者から様々な質疑やアドバイスを受け、それらを後期実習に活かしていく取り組みを行っている（別添資料 4-1-①）。

② 教育実践フォーラムの実施

3 月には、1 年間で学んだことをまとめ、その学びの成果と課題を明らかにするとともに、次年度の教育実践の見通しを立て、発表会を通してプレゼン能力も養うことを目的として教育実践フォーラムを開催した。

このフォーラムでは、各他大学及び関係機関や地域社会に対して、教職大学院生の 1 年間の学びの現状を情報発信した。これによって、関係機関とのより一層の関係を深めたりするだけでなく、広く学びについての意見を戴きながら、指導の見直しを図ることもねらいとしている。教育実践フォーラムには、合計 100 名が参加した（別添資料 4-1-②）。

③ 年報の作成

教育実践フォーラムでのプレゼンで発表した内容について、「1 年間の学びの成果」を論文として年報にまとめ、県内の教育委員会等の関係機関や実習校、さらには

全国の各教職大学院等に配布した（茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報第1号 別添資料3-3-②（再掲））。

《必要な資料・データ等》

別添資料4-1-① 課題発見実習発表会について

別添資料4-1-② 教育実践フォーラムの実施について

別添資料3-3-② 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報第1号（再掲）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

各コースの学生からの授業アンケートから、授業の内容や成果が確認でき、また学生の単位修得状況は良好である。そして、前期の附属学校・園での課題発見実習や、後期の現任校実習や協力校実習及び適応指導教室での実習の成果を関係者に公開し、広く学びについて意見を求めている。多くの参加者からの意見も含め、学習の効果が上がっていると考えられる。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準4-2 レベルⅠ

○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

〔基準に係る状況〕

教職大学院の開設初年度であり、修了生がいないため、評価せず。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし

基準領域 5 学生への支援体制

1 基準ごとの分析基準

基準 5- 1 レベル I

○ 学生相談・助言体制，キャリア支援等が適切に行われていること。

[基準に係る状況]

(1) 学生への学習環境や学生生活に関する相談，キャリア支援等の体制

学生の相談・支援については，各コースの担当教員とコース学生からなる少人数の指導体制を組み，学生の学習状況等を教員相互に情報共有し，指導を進めている。また学習環境や学生生活に関する相談にきめ細かく対応できるよう，各院生に2名の教員の担当体制を組んでいる（別添資料 3-3-①（再掲））。複数指導体制により，多様な視点から指導を行えるような体制づくりをしている。これらの支援体制については，入学時のガイダンスでも学生に周知している。

また学年ごとに，各コースの代表1名からなる院生内の組織を作り，学習環境の整備その他に関して，必要に応じて教員と相談の場を設け，院生からの相談や要望に対応するようにしている。

学部新卒学生へのキャリア支援に関しては，教育学部に設置されている「就職・進路相談室」において，1) 就職・進路に関する情報提供と支援，2) 講師等採用に関する支援，3) 自己アピール・自己PRの書き方，個人・集団面接，集団討議，模擬授業，論作文，教職教養等の採用試験に関する相談・支援を行っている。また教員採用試験に関する特別講座として「教員採用試験対策講座」が開催されている。

加えて専攻内の取り組みとして，全教員の協力体制のもとで，教員採用試験に関する相談や論作文，面接・集団討論等の指導・助言を行っている。平成28年度は，専攻内学生の採用試験受験者への面接・集団討論等の支援を15回程度実施した（2名が教員採用試験を受験し，2名とも合格している。）

現職教員学生へのキャリア支援については，学生との面談等を通してきめ細かな指導・支援体制を取るとともに，勤務校校長等との面談を通して，これまでのキャリアや勤務状況・校務分掌等を踏まえて適切な支援ができる体制を整えている。

(2) 能力及び適正，志望に応じて主体的に進路の選択ができるようにするための情報収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言等

(1) でも述べたように，学部・研究科全体での取り組みとして「就職・進路相談室」が設置されており，必要な情報提供とともに，教職経験豊富な相談員による個別相談の体制が年間を通して整っている。専攻内においては，大学院生の学習支援の窓口となる専門委員の教員及び各コース主任等を通して，進路や研修に関わる情報提供を学生に積極的に行うとともに，専攻会議において教員相互の情報共有を図っている。

学部新卒学生の教員採用試験対策に対しては，専攻の全教員による支援体制を組み，各学生が受験する都道府県や学校種の採用試験内容に合わせて，個別の指導・支援を

実施している。また現職派遣教員に対しては、多様な研修・研究会等に関する情報も有効であるため、専攻全体での情報提供や、各コースや担当教員を通して各院生の研究課題に即した情報提供・指導等を行っている。

(3) 特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援・生活支援等

特別な支援を必要とする学生については、全学的には「バリアフリー推進室」を設置して修学支援・相談等を行っている。現在、本専攻に特別な支援を必要とする学生は在籍していないが、各学生に2名の担当教員を配置し、個々のニーズに応じた支援ができる体制を整えるとともに、毎週開催している専攻会議において教員間の情報共有を密に図っているため、今後、支援を必要とする学生が入学した場合にも適切に対応していく。

(4) 学生への適切な学習支援の実施と現職教員学生と学部新卒学生の特性・差異への配慮

学生への学習支援については、毎学期設定されているコースごとの課題研究（課題研究Ⅰ～Ⅳ）を核として、各学生の学習状況や研究課題に基づいて指導を進めるとともに、学生1名につき2名の担当教員体制を組み、多面的できめ細かい指導を行っている。

学生の特性や差異への配慮として、とくに実習科目では学部新卒学生と現職派遣教員それぞれの到達目標や評価基準を設定し、学生の力量形成に合わせた指導を行う体制を整えている（別添資料5-1-②）。また学部新卒学生の教員採用試験にかかる支援については、「就職・進路相談室」が整備され個別の相談・支援に年間を通じて対応する体制が整っている。加えて専攻内でも教員が指導・支援体制を組んで取り組んでいる。現職派遣教員については、幅広い研修・研究会の情報提供や各院生の研究課題に即した学習支援を行っている。

(5) 学生に関するハラスメント防止対策等

本学では、「国立大学法人茨城大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、その具体的な運用について解説した「ハラスメント防止・救済・対策ガイドライン」（別添資料5-1-③）を作成している。約20名の教職員が茨城大学ハラスメント相談員として配置されており、教職大学院の授業担当教員1名も相談員となっている。これらの情報を含めてハラスメントの相談については、HP上でも情報が提供されている。また新入生に配布する本学の学生サービスに関する総合冊子「われらの学園」には、ハラスメントの説明及び相談窓口等の案内が記載されている（別添資料5-1-④, p.12）。教職員に対しては、ハラスメントを含むコンプライアンス合同研修が全教職員を対象として開催されており、ハラスメント防止に向けて全学の組織的取り組みの下で各教員の意識の向上に努めている。

(6) 学生に対するメンタルヘルス支援システム

学生のメンタルヘルスの支援等については、全学の組織として、保健管理センターにおいて医師や臨床心理士が学生のからだところの健康に関する相談に対応している。また「茨大なんでも相談室」を設置して、健康に関することに限らずあらゆる学生の悩みごとに対応している。これらについては本学の HP に情報が提供されている他、上述の冊子「われらの学園」にも案内が掲載されている。

教職大学院においても、各コースの担当教員と学生による少人数の指導体制や学生 1 人に対する複数担当体制などにより、学生の学習・生活上の悩みの相談やメンタルヘルス支援に努めている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 3- 3- ① 平成 28 年度茨城大学大学院学生便覧（専門職学位課程）（再掲）

別添資料 5- 1- ② 平成 28 年度実習の手引き

別添資料 5- 1- ③「ハラスメント防止・救済・対策ガイドライン」

別添資料 5- 1- ④「われらの学園」（平成 28 年度）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

学生相談・助言体制、キャリア支援等については、教職大学院におけるコースごとの少人数指導体制や各学生に対する複数担当教員体制等により、学生のニーズに合わせたきめ細かい指導を実施している。また教員採用試験に関わる相談・支援体制、ハラスメント防止やメンタルヘルス支援等については、全学及び学部等における組織的な支援体制が整備されている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 5- 2 レベルⅡ

○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。

〔基準に係る状況〕

学生への経済的支援については、「茨城大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程」（別添資料 5- 2- ①）、「茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程」（別添資料 5- 2- ②）等が定められ、全学としての支援体制が整えられている。学務部学生生活課が担当窓口となり、入学料免除や授業料免除等の制度に関する情報提供や手続きを行っている。教職大学院学生では、平成 28 年度では前期 1 名、後期 1 名が授業料免除を受けている。また教職大学院では、茨城県教育委員会との協定に基づいて、県教育委員会からの現職派遣教員については、入学料を全額不徴収としている。

奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金の他、地方公共団体及び公益法人等が行っている奨学金、本学独自の奨学金制度があり、学生生活課が窓口となり情報提供及び手続きを行っている。教職大学院学生の日本学生支援機構奨学金の採用者は3名（平成28年度）である。

なお、授業料免除や奨学金等の経済的支援については入学時に配布される「われらの学園」（別添資料5-1-④，p.17-23（再掲））に掲載されるとともに、HP上で随時必要な情報が提供されている。また専攻内においても面談等を通して、各学生に応じて必要な情報を提供するようにしている。

《必要な資料・データ等》

別添資料5-2-① 茨城大学入学料免除及び徴収猶予に関する規程

別添資料5-2-② 茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程

別添資料5-1-④ われらの学園（平成28年度）（再掲）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

授業料免除や奨学金等の支援制度が組織的に整備され、必要な情報を多様な方法で提供しており、学生への経済的支援を適切に行っている。また本教職大学院では、茨城県教育委員会からの現職派遣教員については入学料を不徴収としており、学部新卒学生への支援のみでなく現職派遣教員への経済的支援制度も整っている。以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

各学生へのきめ細かい指導を行うための複数指導体制や、院生内の組織づくりによる教員との相談体制の整備、教員採用試験対策に向けての取り組みなど、学生相談・助言体制やキャリア支援等を専攻内で組織的に進めている。また経済的支援については、授業料免除や奨学金等の学部新卒学生に対する支援体制に加え、茨城県教育委員会からの現職派遣学生に対しても入学料不徴収の支援を設定している。

基準領域 6 教員組織

1 基準ごとの分析

基準 6－1 レベル I

○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

[基準に係る状況]

(1) 教員組織編制

平成 28 年 4 月 1 日現在の教員組織は、資料 6－1－アのとおりである。専任教員数 14 名、兼任教員 7 名の計 21 名で本専攻の教員組織は構成される。このうち、教授は 10 名（兼担 4 名含む）である。専任教員数は、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上を確保している（基礎データ 1 「現況票」参照）。

資料 6－1－ア 教育実践高度化専攻所属教員一覧（平成 28 年 4 月 1 日現在）

生越 達	教授・専任・研究者	教育方法学，子ども論，生活指導
三輪 壽二	教授・専任・研究者	教育相談，臨床心理学，社会臨床論
渡部 玲二郎	教授・専任・研究者	教育・社会系心理学
加藤 崇英	准教授・専任・研究者	教育学，学校経営，教育行政
杉本 憲子	准教授・専任・研究者	教育方法学
青柳 路子	准教授・専任・研究者	教育学，道德教育
照屋 翔大	准教授・専任・研究者	教育行政，学校改善論
丸山 広人	准教授・専任・研究者	教育心理学，臨床心理学
坂場 克身	教授・専任・実務家	学校運営，教育実践
藤田 達人	教授・専任・実務家	学校運営，教育実践
打越 正貴	准教授・専任・実務家	教育学
藤井 とし子	准教授・専任・実務家	児童生徒支援，教育実践
小口 祐一	教授・専任・実務家みなし	教科教育学
鈴木 一史	教授・専任・実務家みなし	教科教育学

(2) 教員の教育上又は研究上の業績等に関する公表・開示

本学では、大学情報データベース（教育研究データベース）を用いて、教員個人の教育・研究・社会貢献・学内運営の観点での業績を収集し、概要を「教員一覧」（6－1－①）として大学公式ウェブサイトで公開している。

(3) 多様な教員の雇用形態の活用

専任教員 14 名のうち 6 名が実務家教員（みなし 2 名を含む）であり、実務家教員の割合は 4 割を超えている。実務家教員の採用にあたっては、茨城県教育委員会を窓口に適任者を選考するなど、実践現場の動きを恒常的に取り入れられるよう配慮している。

(4) コアとなる科目の教員配置

共通科目の全ての科目において教職大学院の専任教員が必ず1名は担当しており、「校内研修の企画・立案と実践」の科目と教育開発コース及び児童生徒支援コースの融合科目である「子ども理解と学習支援」については、8名の教員で担当している。

また、コース別科目についても、コアとなる必修科目は全て教職大学院及び学内専任教員が担当している（別添資料6-1-②）。

(5) 教員組織の協働に基づく実践的な力量形成を意識した教育活動

各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又は実務経験と関連する授業科目を担当している（別添資料6-1-②（再掲））。また、共通科目とコース別科目において、研究者教員と実務家教員が共に担当したり、コースの異なる教員が共に担当したりする授業もあり、教員が協働して実践的な力量形成が行えるような組織となっている。

《必要な資料・データ等》

別添資料6-1-① 教員一覧

別添資料6-1-② 開設授業科目及び担当教員（「平成29年度茨城大学大学院学生便覧」P27-29,31-32）（再掲）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教員組織は、専任教員14名（研究者教員8名、実務家教員6名）に加え、共同授業実施者としての兼任教員7名で構成しており、本教職大学院の運営及び教育活動の実施に必要な教員数を確保している。また、多様な教員の雇用形態（みなし教員2名）を活用して、実務現場の動きを恒常的に導入するよう配慮するとともに、学生への指導体制を充実させている。

共通科目及びコース別科目のうち、コアとなる科目については、全て教職大学院及び学内専任教員が担当している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準6-2 レベルⅠ

○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

[基準に係る状況]

(1) 教員の年齢及び性別構成

本教職大学院の教員組織における専任教員の年齢と性別の構成については資料6-2アのとおりであり、公募制や教育委員会との人事交流を行いながら年齢及び性別のバランスに配慮している。

平成28年4月1日現在の年齢

資料6-2ア 専任教員の年齢及び性別の構成							
職 位	性別	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～	合計
教 授	男			2	4		6
	女						
准教授	男	1	1	2	1		5
	女		2	1			3
合 計	男	1	1	4	5		11
	女		2	1			3

(2) 研究者教員及び実務家教員それぞれの採用基準や昇格基準等

本教職大学院の目的が達成されるよう、教員の採用基準や昇任基準については、「国立大学法人茨城大学教員資格規程」（別添資料6-2-①）「国立大学法人茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程」（別添資料6-2-②）を定めており、人格及び経歴・教員歴、研究業績、教育上の能力、学会及び社会における活動、学内運営活動、教育に対する意欲を審査・評価して採用や昇任人事を行っている。本教職大学院の実務家教員の採用においては、「国立大学法人茨城大学教職大学院実務家教員選考規程」（別添資料6-2-③）に基づき、教職大学院の教授2名、教職大学院以外に所属する教授3名の計5名で構成する教員資格審査会及び研究科委員会において、研究業績・教育業績書及び抱負書等から、教育上の指導能力及び教育に対する意欲について審査している。この審査結果を踏まえて、教員人事委員会において候補者の原案を作成し教育研究評議会における審議の後、役員会の議を経て学長が決定している。

なお、実務家教員の選考においては、実務経験やその期間中の研究論文等並びに講演実績の業績を有することを資格要件とするなど研究者教員との業績の質の違いに配慮している。特に、実務家教員の採用にあたっては、茨城県教育委員会を窓口に適任者を協議等し、教育業績、研究業績、教育行政経験、管理職経験、学校種等を考慮して行っている。採用時の面接では、教職大学院での講義を想定した模擬授業を行っている。みなし教員の採用にあたっては、研究業績・教育業績書及び抱負書等を用いて研究教育上の実績・経歴・経験及び指導能力の評価を行うだけでなく、面接やプレゼンテーショ

ン、模擬授業などで、教職大学院における理論と実践を往還する授業が可能であるか等も評価して厳正な選考を行っている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 6-2-① 国立大学法人茨城大学教員資格規程」

別添資料 6-2-② 国立大学法人茨城大学教員の採用及び昇進等の選考に関する規程

別添資料 6-2-③ 国立大学法人茨城大学教職大学院実務家教員選考規程

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院では、諸規程に基づき、採用や選考を行っている。特に、実務家教員の採用においては、実務経験や講演実績等を考慮するなど、研究者教員との業績の質の違いに配慮した選考を行っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 6-3 レベルⅡ

○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

[基準に係る状況]

本教職大学院では、学内だけでなく、専攻内においても独自にFD等による教員の資質向上のための研修機会を設けている。平成 28 年度は、第 1 回目として、学生との連絡や指導のためのレナندي活用や授業の活性化のための電子黒板の研修、第 2 回目は、「校内研修の企画・立案と実践」に関する研修、第 3 回目は、融合科目である「子ども理解と学習支援」の研修を行い、組織的に教育活動の質の向上を目指した組織的な取り組みを実施している(別添資料 6-3-①)。

また、平成 29 年 3 月に茨城県教育研修センターと「茨城大学教育学研究科と茨城県教育研修センターとの連携協力に関する協定」を締結し、教職の研修に関することや教育学研究科における研究教育活動に関すること等について連携して取り組むことになった。本協定に基づき、平成 29 年度は、教職大学院の共通科目及び専門科目の授業において、県教育研修センター指導主事の活用が計画され、準備が進められている(別添資料 6-3-②)。

《必要な資料・データ等》

別添資料 6-3-① 専攻内FD資料

別添資料 6-3-② 茨城大学教育学研究科と茨城県教育研修センターとの連携協力に関する協定

(基準の達成状況についての自己評価：A)

教育活動に関する研究活動を独自に専攻内でFDを開催したり，茨城県教育研修センターとの連携による教育活動に質の向上に組織的に努めたりしており，基準を十分達成していると判断する。

基準6－4 レベルI

○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。

[基準に係る状況]

専任教員の授業担当については，「開設授業科目及び担当教員」（別添資料6－1－②（再掲））のとおり，共通科目及びコース別科目の「授業科目」，「実習科目」を教育課程の2つの柱として，複数の教員で複数の学生を指導する体制を主として，全教員に割り振っている。

《必要な資料・データ等》

別添資料6－1－② 開設授業科目及び担当教員（「平成28年度教育学研究科学生便覧」P27－28,P31-32）（再掲）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

専任教員の授業負担の偏りはほとんどなく，偏りが生じる場合には組織分掌等で負担軽減を図っている。また，「実習科目」において，全ての専任教員で担当し，公平性を維持するようにしている。

以上のことから，基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし

基準領域 7 施設・設備等の教育環境

1 基準ごとの分析

基準 7-1 レベル I

- 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

[基準に係る状況]

(1) 施設・設備の整備

平成 28 年度は、演習室（大）（56 m²）、演習室（小）2 室（各 28 m²）、教材開発室（19 m²）と院生控室（54 m²）を使用していたが、平成 29 年度は、教職大学院開設 2 年目となり、院生の数が約 2 倍となるため、院生・委託生室（56 m²）を確保する予定である。また、共通演習室には、アクティブラーニング型の形式の授業にも対応する可動式の机・椅子を配置している。これらの共通演習室Ⅱ、演習室は、授業のない時間帯に、学生が実習や教員採用試験に向けて模擬授業等の準備を行うことも可能である。

また、各講義室には、グループディスカッション等に活用する移動式ホワイトボードやデジタル黒板、デジタル機器対応型のプロジェクターを設置している。大学院担当教員の研究や指導のために、専任教員の研究室を 14 室整備している。これらの研究室は、課題や実習の指導に際し、学生一人ひとりの教育実践力向上のニーズに対応した指導の場として活用している。

(2) 自主的学習環境の整備

学生が講義や演習の予習・復習を十分に行うことができるための環境を整備するために、パソコン等の設備を備えた院生室を確保している。さらに、平成 29 年度に向け、同学年の交流はもとより、異学年の交流や多様な年齢層・専門性を有する学生の交流の場となるように、さらに院生室を 1 室確保している。多様な教職の実務経験を持つ現職教員学生、学部新卒学生が同じ場所で学習することにより、講義や演習以外において互いの学びに対する姿勢等を観察・学習するための学習環境として整備している。

(3) 図書・資料等の整備

教材開発室には、作成した教材を保管しており、本年度は、ポートフォリオ型リフレクションのための資料整理棚を購入予定である。また、教員の指導のもと学生も利用することができ、ベテラン教員の高度な授業を確認、振り返ることができるようにしている。

さらに、教育学部 A 棟 1 階に図書室を整備し、学生の学びに必要な図書資料を揃えている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 7－1－① 教職大学院に関わる教室等の平面図

(基準の達成状況についての自己評価：A)

平成 28 年度から、既存施設を活用して講義室の数を確保し、講義・演習や、学生の模擬授業等で活用しやすいよう、設備面での工夫も行っている。また、講義室以外にも院生室を整備し、学生同士の自主的な学習を行う場として活用している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし

基準領域 8 管理運営

1 基準ごとの分析

基準 8-1 レベル I

- 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

[基準に係る状況]

(1) 教職大学院の管理運営について

本教職大学院の管理運営に関する重要事項を審議する会議として、「教育実践高度化専攻会議」がある（別添資料 8-1-①）。

同会議は、専任教員 14 名で構成しており、持ち回りで全員が議長となる。毎週第 1 木曜日の昼休みに開催する他、必要に応じて臨時に開催している。実習運営委員会、自己点検・評価委員会等の話し合われた内容を専攻会議で提案し、了解を得て情報を共有しながら活動している。また、今後の教職大学院のあり方について「教科の教職大学院化チームで検討し、備品・予算管理チームで資金獲得のための対応を行っている。教職大学院の改革においては、副学部長を配置し、学内での調整、学外の実務委員会等との交渉、連絡調整、情報収集等の多様な活動を担っている。

(2) 事務体制

本教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務については、総務係と学務第二係が当たっている（別添資料 8-1-①）。平成 29 年度は、教職大学院の予算で 2 名の事務補佐職員を配置し、予算管理、教員の勤務時間管理、会議等の業務を行う予定である。

また、奨学金や授業料免除等の学生支援に関することは学生生活課が担当し、学部や教育学研究科と同様に全学的に対応している。

《必要な資料・データ等》

担別添資料 8-1-① 事務分担表

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の目的を達成するために、管理運営組織として、教育実践高度化専攻会議を置き、教職大学院の教育及び運営に関する事項を審議している。

事務組織については、総務係及び学務第二係、さらに平成 29 年度より教職大学院専属の事務補佐職員 2 名を配置予定である。また、教学等については学生生活課とともに全学的な対応を行っている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 8-2 レベル I

○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

[基準に係る状況]

本教職大学院における教育活動等に関する予算は、毎年大学が策定する予算編成方針に基づき配分されている。教職大学院運営経費及び教職大学院機能強化経費として、平成 28 年度は 4,686 千円が配分され、平成 29 年度は 7,392 千円の配分が予定されている。この経費については運営費として、印刷製本費、物品費、消耗品費等を計上するとともに、図書費、図書資料費を計上し、教育活動等を遂行するために配慮している。また、指導学生の円滑な実習を実施するための協力校に対する協力費、教員による巡回指導の旅費も含まれている。さらに、専任教員や学生の研究成果を掲載する年報も発行しており、その費用も計上している（別添資料 8-2-①）。

教育・研究経費については、平成 28 年度個人研究計費として教員一人当たり 230,000 円、担当する学生に対する教育経費として教員一人当たり 55,000 円と教室共通費として 498,893 円が配分されている。（別添資料 8-2-②）。

また、大学全体として積極的な外部資金申請を奨励しており、外部資金獲得のために、大学全体での外部資金確保のための支援経費措置や連携推進課等の支援体制が整備されており、科学研究費補助金では 11 件が採択（平成 28 年度）となっており、平成 29 年度は、独立行政法人教職員支援機構の「教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業」（3,500 千円）が採択となっている（別添資料 8-2-③）。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8-2-① 平成 29 年度概算要求

別添資料 8-2-② 平成 28 年度教育・研究経費配分表

別添資料 8-2-③ 教員の資質向上のための研修プログラム開発支援事業

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院における教育活動等に関する予算は、毎年大学が策定する教育研究経費の配分方針に基づき配分されている。また、外部資金確保に向けての支援体制も整えている。

以上のことから、基準を十分達成していると判断できる。

基準 8-3 レベル I

○ 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

[基準に係る状況]

教育・研究、組織・運営、学生募集等の状況については、「茨城大学大学院教育学研究科教職大学院入学案内」（別添資料 8-3-①）や、大学公式ウェブサイト（別添資料 1-2-①（再掲））にて、広く社会に周知している。さらに平成 29 年度は、茨城県

小中学校の全校に入学案内が届くように、茨城県学校長会総会にてパンフレットを配布する計画を立てている。また、大学公式ウェブサイト内の「教員一覧」において、教員の経歴、専門分野、教育上又は研究上の業績等について公表している（別添資料 6－1－①（再掲））。

また、学生の研究の過程や成果を発表する課題発見実習発表会（8月）、教育実践フォーラム（3月）を実施したり、研究成果をまとめた年報を発行したりして、教育委員会、学校現場を始め、広く外部に公開している（別添資料 4－1－①、②、別添資料 3－3－②（再掲））。

さらに、他大学に在籍する本学への入学希望者等に対しては、近隣の常磐大学、茨城キリスト教大学等には、各大学に赴き教職大学院説明会を実施し、大学院概要の説明の他、出身校の学生の意見発表等も行っている。加えて、近隣の大学に対しての入学説明会や個別相談も実施している（別添資料 8－3－⑥）。

《必要な資料・データ等》

別添資料 8－3－① 平成 29 年度 茨城大学大学院教職大学院教育実践高度化専攻入学案内

別添資料 1－2－① 大学公式ウェブサイト 教職大学院のページ（再掲）

別添資料 6－1－① 教員一覧（抜粋）（再掲）

別添資料 4－1－①、② 平成 28 年度 茨城大学教職大学院課題発見発表会、教育実践フォーラム、年報(再掲)

別添資料 3－3－② 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）年報

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教職大学院パンフレット等の作成及び配布や、大学公式ウェブサイトでの公表により、本教職大学院の概要について広く社会に周知している。また、学生の研究成果を発表する報告会や、教職大学院説明会等の実施により、本教職大学院の教育活動等の状況について積極的に外部へ公表している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

平成 29 年 3 月 10 日に「茨城大学大学院教育学研究科と茨城県教育研修センターとの連携協力に関する協定」が結ばれ、平成 29 年度より現職派遣の 2 年生が、茨城県教職員を対象に 2 年間の学びの成果発表を県教育研修センターにて実施する予定となっている。

基準領域 9 点検評価・F D

1 基準ごとの分析

基準 9－1 レベル I

- 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

[基準に係る状況]

(1) 教職大学院における学生受入れ・教育の組織的な点検評価

本専攻における自己点検・評価については、学部や教育学研究科との教育の内容及び方法の相違を考慮する必要があることから、教職大学院独自の視点で点検評価を行うため、専攻内に自己点検・評価委員会を置いて実施している(別添資料 9－1－①)。

学生による授業評価、学外関係者への意見聴取等を通して、授業内容やカリキュラム、学外連携等に関して検証を行い、改善につなげる努力を始めている。

(2) 学生からの意見聴取(授業評価、満足度評価、学習環境評価等)

学生への授業評価アンケートについては、各教員が学生の状況や要望を理解しながら授業を改善していくために、全学的な取り組みとして実施しているが、教職大学院独自の視点での検証を図るために、教職大学院においても、授業評価アンケートを実施している。教職大学院での授業評価アンケートは、授業時期の1回実施しているが、適宜、各授業でもレポート形式でも行っている。

また、実習科目に関しては、各コースで行っている実習において、アンケート調査を実施し、改善に役立てている(別添資料 9－1－②)。

(3) 学外関係者の意見等の反映

デマンドサイドである教育委員会・学校関係からの意見については、「茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会」(別添資料 9－1－③)、「茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻連携協力会議」(別添資料 9－1－④)の2つの会議を設け、それぞれの規程に則って運営と協議を行い、学外関係者の意見や専門職域に関わるニーズを取り入れて検討している。

(4) 適切な保管方法

自己点検評価の際に収集した様々なデータや各種委員会や会議の内容を記録した議事概要等は、教職大学院事務室で適切に保管している。

《必要な資料・データ等》

別添資料 9－1－① 茨城大学教育学研究科教育実践高度化専攻自己点検・評価委員会確認事項

別添資料 9－1－② 授業レポート

別添資料 9-1-③ 茨城大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻実習連絡協議会
別添資料 9-1-④ 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻連携協力会議

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本専攻の自己点検・評価委員会において、学生や学外関係者からの意見聴取を通じて教育の状況等について自己点検・評価を行い、専攻内の会議において情報を共有し改善や向上に結びつけている。

特に、学外関係者への意見聴取については、教職大学院実習連絡協議会、教職大学院連携協力会議等の開催を通して、専門職域に関わる社会のニーズを把握し、カリキュラムをはじめとする教育の状況等の改善や向上につなげている。

以上のことから、基準を十分達成していると判断する。

基準 9-2 レベル I

○ 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

[基準に係る状況]

本専攻では、各教員の資質向上及び研究者教員と実務家教員との相互理解を図り協働して教育効果を高めることを目的として、全学的なFD活動での取り組みとも関連させつつ、次の3点の取り組みを行っている。

第1点目は、前期と後期のそれぞれ期末に実施する学生による授業評価である。本専攻では、学生による授業評価を実施し、個々の教員がその結果を踏まえ、教職大学院にふさわしい教育内容や教育方法等の継続的改善を行っている。授業科目によっては、授業評価を授業の各回で実施しており、各回の授業内容に対する受講生のニーズの把握、質問等に対するフィードバックとして活用している。これらを継続的に実施し、更に授業開講期間の中間・終了時期の授業評価に活用している。

第2点目は、研究者教員と実務家教員の連携による各授業科目のシラバスの具体化交流の実施である。シラバスの具体化交流とは、各教員が自身の担当授業科目について、カリキュラム上の位置付けや他の授業科目との関係性を捉えるために、シラバスの内容を詳しくした資料を作成して教員相互で紹介し合うというものであり、前期と後期の授業開始前に行っている。

第3点目は、FDとして、共通科目である「校内研修の企画・立案と実践」、教育方法開発及び児童生徒支援コース合同の融合科目「子ども理解と学習支援」では、それぞれ担当する8名の教員が授業の進め方や方法等について相互研修を実施している(別添資料 9-2-①)。

《必要な資料・データ等》

(別添資料 9－2－①) 「校内研修の企画・立案と実践」, 「子ども理解と学習支援」
FD 資料

(基準の達成状況についての自己評価：A)

各教員の授業内容や指導方法を向上させるため、学生による授業評価を実施している。
学生による授業評価は、授業開講期間の終了時に同一の評価項目で、実施している。

また、研究者教員と実務家教員との相互理解を図り協働して教育効果を高めるため、
シラバスの具体化検討をとおして、実務家教員は理論的な知見の充実、研究者教員は実
践的な知見の充実にそれぞれ努めている。

以上のことから、基準を十分達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

1 基準ごとの分析

基準 10-1 レベル I

○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

[基準に係る状況]

(1) 教育委員会及び学校等との連携を図る組織

本学はこれまでに、茨城県教育委員会はもとより、連携協力校として水戸市教育委員会、東海村教育委員会、大洗町教育委員会、連携機関としてひたちなか市教育委員会、茨城町教育委員会、笠間市教育委員会、東海村教育委員会と連携協力に関する協定書を交わした。さらに、これらの協定に基づき、水戸市、東海村、大洗町の 60 か所の連携協力校と 7 施設（適応指導教室等）の連携協力機関が、実習生を受け入れている。

教育委員会等との協議は「茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻連携協力会議」として、各年度に定期的開催しており、市町村教育委員会における実習生の実習の様子、実習の改善点、教育委員会側からの教職大学院への要求等の審議を行い、これらの審議が教職大学院の整備・改善・充実の機会となっている。これらで議論されたことは、専攻会議等で教職員に報告され、教員への情報共有を図っている。

① 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻連携協力会議

本会議は、副学長（教育統括）、教育学研究科長、教育実践高度化専攻長及び教育実践高度化専攻各コース主任、茨城県教育委員会、連携協力校のある市町村教育委員会教育長等で構成しており、副学長（教育統括）が議長となる。年 1 回開催し、教職大学院の教育研究・運営の成果と評価及び改善に関する事項等について協議を行っている。（別添資料 9-1-④（再掲））

② 茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻実習連絡協議会

本協議会は、研究科長、専門委員長、教育実践高度化専攻の専任教員、各附属学校長・園長、茨城県教育委員会及び連携協力校実習監督者（校長）、適応指導教室等を所轄する市町村教育委員会の指導主事から構成しており、専門委員長が議長となる。連携協力校等における実習等に関する調整、検討について連絡調整を行っている（別添資料 9-1-③（再掲））。

(2) 入学者の確保と現職教員学生の派遣及び修了者の処遇等

入学者の確保を図るため、院生の成果を広報する活動の一環として、平成 29 年度から茨城県教育研修センターにおいて、現職派遣の 2 年生が、実習の成果を発表する機会を設定するよていである。

また、茨城県教育委員会から派遣される現職教員については、入学料を不徴収としている。

《必要な資料・データ等》

別添資料 9-1-③（再掲）茨城大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻実習連絡協議会

別添資料 9-1-④（再掲）茨城大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻連携協力会議

（基準の達成状況についての自己評価：A）

連携協力に関する会議は規程にもとづき確実に実施しており、会議で議論されたことは専攻会議等でも議論をし、教育活動等の改善に活かしている。また、入学者確保を図るために教育委員会と協議を行い、教育委員会からは一定数の現職教員が長期派遣研修員として入学している。

以上のことから、基準を概ね達成していると判断する。

2 「長所として特記すべき事項」

特になし